

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた インフルエンサー等による情報発信業務委託に係るプロポーザル実施要領

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、石川県（以下「県」という。）が実施する、「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等による情報発信業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 委託業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等による情報発信業務委託」一式
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日までの間で、提案内容の実施完了までに必要な期間とする。
- (3) 委託業務内容
「仕様書」のとおり
- (4) 委託予定金額
3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

2 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月24日（木） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和7年5月12日（月）午後5時まで |
| (3) 質問票提出期限 | 令和7年5月14日（水）午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年5月23日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書の審査・選定結果通知 | 令和7年5月下旬 |
| (6) 契約の締結 | 令和7年6月上旬 |

3 参加資格

- (1) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若

しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月12日(月)午後5時必着
- (2) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書【様式1】
 - ② 事業者概要書【様式2】
- (3) 提出方法
電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等による情報発信業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。
- (4) 提出先
石川県知事室戦略広報課広聴グループ 宛
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: (076)225-1362 / Mail: e130500b@pref.ishikawa.lg.jp
- (5) 参加の辞退
参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式3】を提出すること。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月14日(水)午後5時必着
- (2) 提出方法
質問票【様式4】を電子メールにより提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。
件名は「令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等による情報発信業務委託に関する質問」とすること。
- (3) 提出先
上記4(4)に同じ。
- (4) 質問の回答
電子メール
なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、プロポーザル参加申込書提出者に周知する。
- (5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

提出書類	提出部数	様式	備 考
企画提案書 ・ 正本 1 部 ・ 副本 4 部 ・ 副本 PDF データ ※PDF データについては、 5(4)のアドレスに送付 すること。	5	任意	・ 日本工業規格 A4 横カラー左綴じ、枚数は 20 枚以下とすること。 ・ A4 以外のサイズを用いる場合は A4 サイズに折りたたむこと。 ・ 表紙に「令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等への情報発信業務委託」と記載すること。 ・ 正本は、余白に会社名を表示し、 <u>副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。</u>

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には、資料2「仕様書」の「4 業務内容」をふまえ、項目ごとに以下の記載とすること。

① テーマ・ターゲット層の設定

- (ア) 地震・豪雨の風化の現状分析
- (イ) 本事業を通じて起こしたい行動変容と情報発信テーマ
- (ウ) テーマを踏まえた効果的なターゲット層

② 活用するインフルエンサー等の選定と発信内容の設定

- (ア) 効果的な発信が期待できるインフルエンサー等の候補者とその根拠
- (イ) 現地取材の候補地
- (ウ) インフルエンサー等が発信する内容及び媒体
- (エ) 上記の他、UGCの拡大など自社の強みを活かした効果的な情報発信につながるような独自提案（任意） ※本業務の委託予定金額外の提案も可

③ 業務スケジュール

- ・ 委託業務期間全体を通じた具体的な業務スケジュールを示すこと。
※以下の時期を情報発信期間に含めること。
 - (i) 奥能登豪雨 1 年（9月頃）
 - (ii) 能登半島地震2年（1月頃）

④ 実施体制

- ・ 担当者ごとの役割（管理者・主担当者・補助等）及び体系図
- ・ 主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）

⑤ 効果測定・検証

- ・ KGI及びKPIに用いる指標及び測定方法

⑥ 類似業務の受注実績

国又は自治体等から、インフルエンサー等を活用した情報発信を行う業務に携わった実績がある場合、実績の概要を記載すること。

⑦ 見積書

- ・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（項目別に単価が明示されている等）
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積金額が1(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(4) 提出方法

上記4(4)の宛先に、提出書類一式を提出（郵送）すること。また、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。
なお、上記原本の提出と合わせて、企画提案書を電子メールでも提出すること。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

7 企画提案書の審査・選定方法

- (1) 本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 各提案者から提出された企画提案書を審査員が審査・採点を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある
 - ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
 - ・実施要領に適合しない書類を作成すること
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

8 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して通知する。なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

9 契約の締結

- (1) 県は、上記7により最も高い評価を得た提案者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等においては、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業提案は、県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記7により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

- (3) 契約時期は、令和7年6月上旬を予定している。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除する場合がある。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

11 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認められた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りではない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、全て参加者の責任とする。

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約は、県の都合により中止することがある。
- (6) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (8) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (9) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (10) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。